

【診断書作成の際の留意事項】

1 3歳未満の場合

1 小児のヒト  
免疫不全ウイ  
ルス感染の確  
認方法

1 3歳未満の小児のH I V感染の証明は、原則として1 3歳以上の場  
合に準ずる。ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられ  
る生後1 8か月未満の小児については、H I Vの抗体スクリーニング検  
査が陽性であり、さらに次のいずれかに該当する場合においてヒト免疫  
不全ウイルス感染とする。

抗原検査、ウイルス分離、P C R法等の病原検査法のいずれかに  
おいて、ウイルスまたは抗原が証明される場合

血清免疫グロブリン値、全リンパ球数、C D 4陽性Tリンパ球数、  
C D 4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合、C D 8陽性Tリ  
ンパ球数、C D 4 / C D 8比等の免疫学的検査所見を総合的に判断  
し免疫機能が著しく低下しており、かつH I V感染以外にその原因  
が認められない場合

2 年齢区分ご  
との免疫学的  
分類

当該小児の免疫機能を評価するには、C D 4陽性Tリンパ球数又はC  
D 4陽性Tリンパ球の全リンパ球に対する割合を用いるものとし、双方  
の評価が分類を異にする場合には重篤な分類により評価すること。

3 小児のH I  
V感染の臨床  
症状

臨床症状については、その所見や疾患の有無、反復性について判定す  
ること。

我が国のエイズ動向委員会においては、下記の基準によってH I V感染症 / A I D S と診断され、報告された結果に基づき分析を行うこととする。この診断基準は、サーベイランスのための基準であり、治療の開始等の指標となるものではない。近年の治療の進歩により、一度指標疾患 (Indicator Disease) が認められた後、治療によって軽快する場合もあるが、発生動向調査上は、報告し直す必要はない。しかしながら、病状に変化が生じた場合(無症候性キャリア A I D S、A I D S 死亡等)には、必ず届け出ることが、サーベイランス上重要である。

なお、報告票上の記載は、

- 1) 無症候性キャリアとは、Iの基準を満たし、症状のないもの
- 2) A I D Sとは、IIの基準を満たすもの
- 3) その他とは、IIの基準を満たすが、IIIの基準を満たさない何らかの症状があるものを指すことになる。

## I H I V感染症の診断

- 1 H I Vの抗体スクリーニング検査法、(酸素抗体法 (E L I S A)、粒子凝集法 (P A)、免疫クロマトグラフィー法 (I C) 等)の結果が陽性であって、以下のいずれかが陽性的場合にはH I V感染症と診断する。
  - (1) 抗体確認検査 (Western Blot 法、蛍光抗体法 (I F A) 等)
  - (2) H I V抗原検査、ウイルス分離及び核酸診断法 (P C R 等)等の病原体に関する検査 (以下、「H I V病原検査」という。)
- 2 ただし、周産期に母親がH I Vに感染していたと考えられる生後18か月未満の児の場合には少なくともH I Vの抗体スクリーニング法が陽性であり、以下のいずれかを満たす場合にH I V感染症と診断する。
  - (1) H I V病原検査が陽性
  - (2) 血清免疫グロブリンの高値に加え、リンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数の減少、C D 4陽性Tリンパ球数 / C D 8陽性Tリンパ球数比の減少という免疫学的検査所見のいずれかを有する

## A I D Sの診断

IIの基準を満たし、IIIの指標疾患 (Indicator Disease) の1つ以上が明らかに認められる場合にA I D Sと診断する。

### 指標疾患 (Indicator Disease)

#### A. 真菌症

1. カンジダ症 (食道、気管、気管支、肺)
2. クリプトコッカス症 (肺以外)
3. コクシジオイデス症  
全身に播種したもの  
肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの
4. ヒストプラズマ症  
全身に播種したもの

肺、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

5. カリニ肺炎 (注) 原虫という説もある

#### B. 原虫症

6. トキソプラズマ脳症 (生後 1 か月以後)  
7. クリプトスポリジウム症 (1 か月以上続く下痢を伴ったもの)  
8. イソスポラ症 (1 か月以上続く下痢を伴ったもの)

#### C. 細菌感染症

9. 化膿性細菌感染症 (13 歳未満で、ヘモフィルス、連鎖球菌等の化膿性細菌により以下のいずれかが 2 年以内に、二つ以上多発あるいは繰り返して起こったもの)

敗血症

肺炎

髄膜炎

骨関節炎

中耳・皮膚粘膜以外の部位や深在臓器の膿瘍

10. サルモネラ菌血症 (再発を繰り返すもので、チフス菌によるものを除く)  
11. 活動性結核 (肺結核又は肺外結核)  
12. 非定型抗酸菌症  
全身に播種したもの  
肺、皮膚、頸部、肺門リンパ節以外の部位に起こったもの

#### D. ウイルス感染症

13. サイトメガロウイルス感染症 (生後 1 か月以後で、肝、脾、リンパ節以外)  
14. 単純ヘルペスウイルス感染症  
1 か月以上持続する粘膜、皮膚の潰瘍を呈するもの  
生後 1 か月以後で気管支炎、肺炎、食道炎を併発するもの  
15. 進行性多巣性白質脳症

#### E. 腫瘍

16. カポジ肉腫  
17. 原発性脳リンパ腫  
18. 非ホジキンリンパ腫  
L S G 分類により  
細胞型  
免疫芽球型  
Burkitt 型  
19. 浸潤性子宮頸癌

#### F. その他

20. 反復性肺炎  
21. リンパ性間質性肺炎 / 肺リンパ過形成 : L I P / P L H complex (13 歳未満)  
22. H I V 脳症 (痴呆又は亜急性脳炎)  
23. H I V 消耗性症候群 (全身衰弱又はスリム病)

C 11 活動性結核のうち肺結核及び E 19 浸潤性子宮頸癌については、H I V による免疫不全を示唆する症状または所見がみられる場合に限る。